

2021 年（令和 3 年）9 月 29 日

保 護 者 の 皆 様

福 山 市 教 育 委 員 会

緊急事態宣言の解除に伴う福山市立学校の対応について

平素から、本市教育の充実に向けて、格別の御理解、御協力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

また、9 月 1 日からの緊急事態宣言下においては、分散登校等における家庭での健康管理や学習の見守り等、御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

昨日、国が、広島県に現在発出している「緊急事態宣言」を、9 月 30 日をもって解除することを決定しました。本市では、県が引き続き、10 月 14 日（木）までを集中対策期間として設定したことを踏まえ、次のとおり、対応します。

- 小学校、中学校、義務教育学校で実施している分散登校は、9 月 30 日をもって終了します。
- 文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（※）のレベル 2 の行動基準に基づき、感染リスクの低い活動から徐々に実施します。
- 中学校、義務教育学校及び福山高等学校の部活動は再開します。ただし、密集したり、近距離で接触したりする活動は極力行わないこととします。

登校につきましては、これまでと同様に、本人又は同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養するようお願いします。

引き続き、感染拡大防止の取組に、御協力くださいますようお願いいたします。

（※）参考資料

文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する
衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021. 4. 28 Ver. 6）

※ 検索サイトで 学校の新しい生活様式 で検索

